

○南箕輪村企業振興事業補助金交付要綱

平成18年6月26日
告示第41号

改正 平成20年6月10日告示第33号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南箕輪村企業振興条例(平成18年条例第15号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、南箕輪村の商工業等企業の育成を図るため村内に工場等を新設、移設、及び増設する経費に対し補助金を交付することについて、南箕輪村補助金等交付規則(昭和59年規則第2号。以下「規則」という。)に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象内容及び補助金等)

第2条 補助金の対象事業の内容及び補助金額等については、別表のとおりとする。ただし、南箕輪村税条例(昭和33年条例第10号)第71条の2の規定において、減免となった当該固定資産については、補助対象年度の第1年度から第3年度分は対象としない。

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象者は、村内に事業所を設置する者又は事業所を有する者で、青色申告書を提出する法人又は個人とし、南箕輪村企業振興条例施行規則(平成18年規則第19号)第4条第3項により指定された者とする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金交付を受けようとする者は、指定後速やかに南箕輪村企業振興事業補助金交付申請書(様式第1号)を村長に提出するものとする。

(届出の義務)

第5条 補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日から10日以内に南箕輪村企業振興事業補助金交付変更報告書(様式第2号)を村長に提出するものとする。

(1) 補助金交付申請書の記載に変更のあったとき。

(2) 当該事業を中止又は廃止したとき。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに南箕輪村企業振興事業実績報告書(様式第3号)を村長に提出するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助金交付申請者は、補助金の支払を請求しようとするときは、南箕輪村企業振興事業補助金支払請求書(様式第4号)を村長に提出するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行前に改正前の南箕輪村企業振興条例(昭和57年条例第11号)第3条の適用を受けている者についての補助金交付内容は、なお従前の例による。
(南箕輪村企業振興事業補助金交付要綱の廃止)
- 3 南箕輪村企業振興事業補助金交付要綱(平成14年告示第36号)は、廃止する。
附 則(平成20年6月10日告示第33号)
この要綱は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

別表(第2条関係)

補助事業 の内容	初年度の投下 固定資産総額	補助対象 金額	補助対象 年度	補助率(%)		
				土地	家屋	償却資産
新規企業の工場等の新設 (土地・空き工場等の取得を含む)	土地・家屋・償却資産の取得価格が2,000万円以上	当該固定資産税相当額	第1年度	100	100	100
			第2年度	100	100	
			第3年度	70	70	
			第4年度	50	50	
			第5年度	30	30	
既存企業の工場等の移設・増設(土地・空き工場等の取得を含む)	土地・家屋・償却資産の取得価格が500万円以上	当該固定資産税相当額	第1年度	100	100	100
			第2年度	100	100	
既存企業の償却資産のみの取得	償却資産(機械・装置)の取得価格が500万円以上	当該固定資産税相当額	第1年度			100

備考

- 1 工場等とは、直接事業の用に供する工場、事務所、店舗及び倉庫をいう。
- 2 新設とは、村内に工場等を有しないものが新たに工場等を設置すること又は村内に工場等を有する者が新たに既設工場等とは違う業種の工場等を設置することをいう。
- 3 移設とは、村内に工場等を有する者が、新たに村内の他の場所に一部または全部の工場等を設置することをいう。
- 4 増設とは、村内に工場等を有する者が、当該工場等を拡張または改築することをいう。
- 5 空き工場等の取得とは、工場等に使用する目的で村内の空き工場等を取得することをいう。
- 6 土地、空き工場等の取得については、その取得後2年以内に工場等の操業をしたものに限る。